

土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託 公募型プロポーザル説明書

1. 業務委託名

土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託

2. 業務の内容

土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託仕様書のとおり

3. 事務局

公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）のとおり

4. 公募のスケジュール

実施要領のとおり

5. 参加意向申出及び参加資格の確認

本プロポーザルにおいて企画提案書の提出を希望する者は、「参加意向申出書」(様式 1)を提出すること。

6. 企業実績の内容

「企業実績」(様式 2)を提出する。記載する実績は、同種業務を 2 件以内とし、自己評価の高い実績を記載する。

【同種業務】

- ・官民連携都市再生推進事業制度要綱（令和 6 年 12 月改正）第 2 条第 2 項第一号から第四号に掲げる事業
- ・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条に基づく、立地適正化計画の作成

7. 質問書の提出

本書などの内容について疑義のある場合は、質問書(様式 3)を提出すること。なお、質問事項の無い場合は、質問書の提出は不要とする。

8. 企画提案書等の内容

- (1) 企画提案書等は、別添の所定の書式(様式-A～D)に基づき作成するものとする。
なお、所定の書式以外の使用は認めない。
- (2) 次の項目に関する事項を所定の様式に記載すること。
 - (ア) 技術提案書表紙(様式-A)
 - (イ) 業務実施体制(様式-B)
 - (ウ) 管理技術者の経歴及び業務実績等について(様式-C)
 - (エ) 担当技術者の経歴及び業務実績等について(様式-D)
 - (オ) 業務の実施方針及び業務の実施手法について(様式-E)
 - (カ) 課題に対する提案について(パワーポイント形式等で発表できるもの)
 - (キ) 見積書(様式指定なし)
- (3) 配置予定技術者の条件は次のとおりとする。
 - (ア) 予定技術者の要件
管理技術者は、次に示すいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士、RCCM 等本業務に関連する資格
 - ・博士号取得者(まちづくりに関するもの)
- (イ) 予定技術者に必要とされる業務の実績
管理技術者は、次に示す業務の実績を有する者とする。
- ・実施要領 3.(7) の業績実績を有する者で、都市計画関連業務の経験が 10 年以上
- 担当技術者は、次に示す業務の実績を有する者とする。
- ・実施要領 3.(7) の業務実績を有する者で、都市計画関連業務の経験が 3 年以上
- (4) (様式-B、C 及び D)「管理(担当)技術者の経歴及び業務実績等」の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
- (ア) 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとし、記入欄の大きさについては適宜調整すること。また写真や図版等の記載は不可とする。
- (イ) 業務実績の記載件数は、2 件以内とする。
- (ウ) 業務実績として記載できるものは、業務完了から 10 年以内のものとする。
- (エ) 実績は、管理技術者または担当技術者として関わった業務について記入すること。
- なお、業務については、現在の会社での実績を優先して記入すること。
- (5) 「課題に対する提案」には、次のテーマに関する提案を記載すること。
- 課題 1. 実施要領の 1.(2) 業務の目的に掲げている、「地域主体の持続可能なまちづくり」を効果的・持続的に展開するための、地域住民や関係団体等に対するまちづくりへの機運醸成手法と工夫。
- 課題 2. 実施要領、仕様書から読み取れるまちの課題及び課題 1 の提案を踏まえた、にぎわいづくりとエリア価値向上への、エリアプラットフォームの関わり方の提案。
- ※課題作成の留意事項
- (ア) 提案は、考え方を簡潔に記述すること。
- (イ) 文書を補完するための最小限のイメージ図・イラスト等の使用を可とする。
- (ウ) 文字は、注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとし、パワーポイント等で作成し、PDF 形式で提出すること。必要であれば、パワーポイント形式等のデータを提出可とする。
- (エ) 多色刷りを可とする。
- (オ) 枚数は、提案時間 20 分で説明できる枚数を上限とする。
- ただし、説明をしない参考資料の添付は不可とする。

9.企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

(ア) 提出部数

提出書類		提出部数
① 参加意向申出書	様式 1	1 部
② 企業実績	様式 2	1 部
③ 企業実績が確認できる資料	任意	1 部
④ 誓約書	様式 4	1 部
⑤ 企画提案書表紙	様式-A	1 部
⑥ 企画提案書	任意 (A3 版または A4 版)	7 部
⑦ 業務実施体制	様式-B	7 部

⑧ 技術者等の経歴及び業務実績等	様式-C、様式-D	7 部
⑨ 工程計画表	任意	7 部
⑩ 見積書	任意	1 部
⑪ 様式-B、様式-C に付随する書類	任意	1 部
⑫ 上記②～⑪の PDF データを CD-R 等に記録したもの ※④技術提案書は、必要があればパワーポイント形式等のデータ提出可		1 枚

※⑤～⑨には、提案者の所属する会社名等が推測できるものは一切記載しないこと。

※見積書の様式は任意としますが、各業務内容に対応し内訳が分かるように作成すること。

※書類は、クリップ留めとすること。

(イ) 提出先 実施要領 5. のとおり

(ウ) 提出期限 実施要領 4. のとおり

(エ) 提出方法 実施要領 5. のとおり

(2) その他

所定の書式以外の書類については受理しない。

提出期限までに提出されない場合は、辞退したものとみなす。なお、提案予定者が辞退した場合でも、今後不利益な扱いを受けることは一切ないものとする。

10. プロポーザル評価委員会

(1) 実施日時 実施要領 4. のとおり

(2) 実施場所 香川県小豆郡土庄町湍崎甲 1400 番地 2 土庄町役場 (予定)

※1 次審査を上記場所で行うものとし、1 次審査において選定された提案者に対して、2 次審査の詳細について通知するものとする。

状況により手続等を変更する可能性があるため、その場合、随時通知を行うものとする。

(3) 評価基準

1 次審査

審査項目	評価の視点	評価基準	評価 配点
基本事項	資料作成の適切性	・ 資料が過不足なく適切に提出されているか	5 点
技術者実績	適切な技術者の配置	・ 業務の特性を理解したうえで、適切な技術者が配置されているか ・ 同種業務の実務実績があるか	10 点
業務実施体制	業務実施体制	・ 動員計画に妥当性があり、業務実施に十分な人数と構成、業務分担がなされており、かつ地域の大学や団体等との連携を図るなど、地域に精通しているか。	15 点
	業務実施方針・ 工程計画	・ 本業務の目的、内容、課題について理解し、まちづくり関連施策を背景とした適切な方針が示されているか ・ 業務を期間内に適切に遂行するための具体的な工程計画が示されているか	5 点
特定テーマに 対する提案	資料作成力、 提案内容の創造 ・ 発想力	・ 土庄町の特性、現状を踏まえたうえで各設問の整合がとれた提案となっているか ・ 住民の巻き込みや核となるメンバーの発掘について、具体的かつ実効性を伴う創意工夫がなされているか ・ まちのにぎわいづくりやエリア価値向上について、エリアプラットフォームを含めた分野横断的な視点を取り入れているか	25 点

2 次審査

審査項目	評価の視点	評価基準	評価配点
技術力	専門性	・ 提案書の内容を補完し、業務の目的達成のために必要な技術力があるか確認するとともに、専門的な知見による具体的な受け答えができるか	10 点
取組姿勢	実現性	・ 本業務に対する取組姿勢を確認するとともに、地域のまちづくりに対する機運醸成の場の創出に向けた具体的な説明ができるか	15 点
コミュニケーション能力	合意形成	・ 本業務の趣旨、現状と課題を理解したうえで、順序立てて理解しやすく説明し、また、エリアの未来ビジョン策定につながる素地の構築に期待できるか	15 点

(4)その他 審査に使用する書類は、提出された企画提案書等のみとし、当日の追加、差し替え等は認めない。

1 1.その他

(1) 無効となる企画提案書、失格となる提案者

(ア) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(イ) 本書に指定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(エ) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(カ) 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 特定結果の通知

企画提案書を提出した者のうち、当該業務に最も適した提案事業者として特定された者だけでなく、全員に対して書面により結果通知する。

なお、特定された場合であっても提案内容の履行を保証するものではない。

(4) 企画提案書の取り扱い

(ア) この書類を保存、記録及び公表する権利を有するものとし、使用料等は無償とする。

(イ) 企画提案書の提出後、土庄町の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(5) その他

(ア) 企画提案書の作成のために土庄町において作成された資料は、土庄町地了解なく公表、使用することはできない。

(イ) 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

(ウ) 土庄町は、特定された提案事業者と後日当該業務委託契約を締結するものとする。
なお、業務委託条件や仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

(カ) 参加意向申出書の提出後から契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

なお、特定された提案事業者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

(キ) 業務規模を確認するため、参考見積書を添付すること。見積書の様式は任意とするが、各業務内容に対応し内訳が分かるよう作成すること。